

九

社会福祉の増進のため
の厚生省関係省令の整備等
の法律の施行に伴う
社会福祉事業法等の一部を改正する
省令

(一) 省

令 (平成十二年六月七日 厚生省令第百号)

○厚生省令第百号

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）及び社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十四号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十二年六月七日

厚生大臣 丹羽 雄哉

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令

（社会福祉事業法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉事業法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社会福祉法施行規則

二頁

第十二条中「社会福祉事業法施行令第二項」を「令第十二条第二項」に、「第七条第二項第四号及び第八条」を「第十三条第二項第四号及び第十四条」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十七条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

- 一 第二条第一項に規定する申請書及び定款
- 二 第二条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書
- 三 第三条第一項に規定する申請書
- 四 第四条第二項において読み替えて準用される第三条第一項に規定する届出書
- 五 第三条第一項第二号（第四条第二項において準用される場合を含む。）に規定する定款

- 六 第三条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書
- 七 第三条第三項に規定する書類
- 八 第五条第一項に規定する申請書
- 九 第五条第一項第二号に規定する財産目録及び貸借対照表
- 十 第六条第一項に規定する申請書
- 十一 第六条第一項第二号に規定する定款
- 十二 第六条第一項第三号イに規定する財産目録及び貸借対照表
- 十三 第六条第一項第四号イに規定する財産目録
- 十四 第六条第一項第四号ロに規定する事業計画書及び収支予算書
- 十五 第六条第一項第四号ニに規定する書類
- 十六 第八条第一項に規定する申請書
- 十七 第八条第一項第一号に規定する理由書
- 十八 第八条第一項第二号に規定する計画書及び収支予算書

十九 第八条第一項第三号に規定する書類

二十 第八条第一項第四号に規定する財産目録及び貸借対照表

二十一 第九条第二項に規定する現況報告書

二十二 第九条第三項第一号に規定する貸借対照表

二十三 第九条第三項第二号に規定する収支計算書

(フレキシブルディスクの構造)

第三十八条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく

日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第三十九条 第三十七条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない

い。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規

定する方式

二 ポリユーム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第四十条 第三十七条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者又は届出者の名称

二 申請年月日又は届出年月日

第十一条中「社会福祉事業法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第一項」を「令第十二条第一項」に、「第七条第二項第四号及び第八条」を「第十三条第二項第四号及び第十四条」に改め、同条を第三十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

(配分委員会の組織及び運営)

第三十三条 法第百十三条第一項に規定する配分委員会（以下この条において「配分委員会」という。）

は、理事（定款をもつて理事の代表権を制限しているときは、代表権を有する理事をいう。以下この条

において同じ。)が招集する。

2 理事は、配分委員会の委員の総数の三分の一以上の委員が審議すべき事項を示して配分委員会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三十日以内に、配分委員会を招集しなければならない。

3 配分委員会に委員長を置く。委員長は、配分委員会において、委員のうちから選挙する。

4 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 配分委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 配分委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可非同数のときは、委員長の決するところによる。

7 前各項に定めるもののほか、配分委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、配分委員会が定める。

(法第百十六条第一項に規定する厚生省令で定める特別の事情等)

第三十四条 法第百十六条第一項に規定する厚生省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)第一条第一項に規定

する災害が生じたこと。

二 被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第一条第二号又は第三号に規定する自然災害が生じたこと。

三 準備金に繰り入れて三年が経過したこと（当該共同募金の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者に配分する場合に限る。）。

2 法第一百六条第一項に規定する厚生省令で定める割合は、次の各号に掲げる割合のうちいずれか低い割合とする。

一 百分の三

二 当該共同募金の寄附金の額に占める法人からの寄附金の額の割合
第十条を削る。

第九条中「第七十一条」を「第一百条」に改め、同条を第三十二条とし、同条の前に次の一条を加える。
(準用)

第三十一条 第二十五条から第二十七条までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合に

において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第二十五条第一項中「法第九十三條第一項」とあるのは「法第九十二條」と、同條第二項中「法第九十四條」とあるのは「法第九十三條」と、第二十六條中「法第九十三條第三項」とあるのは「法第九十六條において準用する法第九十三條第三項」と、第二十七條第一項中「法第九十六條第一項前段」とあるのは「法第九十六條において準用する法第九十六條第一項前段」と、同條第二項中「法第九十六條第一項後段」とあるのは「法第九十六條において準用する法第九十六條第一項後段」と、同條第三項中「法第九十六條第二項」とあるのは「法第九十六條第二項」と読み替えるものとする。

第八條の八を削る。

第八條の七第一項中「第七十條の十九第一項」を「第一百五條第一項」に改め、同條第二項中「第七十條の十九第二項」を「第一百五條第二項」に改め、同條を第三十條とする。

第八條の六中「第七十條の十八第三項」を「第一百四條第三項」に改め、同條を第二十九條とし、同條の前に次の一條を加える。

(準用)